議案第4号

白岡市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 白岡市個人番号の利用に関する条例(平成27年白岡市条例第28号) の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号 利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報 をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務」を「行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務であって同表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。)で定める事務その他規則で定める事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「主務省令で定めるものその他規則で定める特定個人情報」を「自らが保有するもの」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1に次のように加える。

5 市長	白岡市こども医療費支給に関する条例(昭和48年白岡町条
	例第18号)によるこども医療費の支給に関する事務であっ
	て規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第4条関係)

1 市長	生活に困窮する外国人	生活保護法(昭和25年法律第14
	に対する生活保護の実	4号)による保護の実施又は就労自
	施に関する事務であっ	立給付金若しくは進学準備給付金の
	て規則で定めるもの	支給に関する情報(以下「生活保護

関係情報」という。)であって規則 で定めるもの

地方税法(昭和25年法律第226 号)その他の地方税に関する法律に 基づく条例の規定により算定した税 額又はその算定の基礎となる事項に 関する情報(以下「地方税関係情報 」という。)であって規則で定める もの

児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭

和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する 法律(昭和39年法律第134号) による障害児福祉手当若しくは特別 障害者手当又は国民年金法等の一部 を改正する法律(昭和60年法律部 34号)附則第97条第1項の「特 34号)附則第97条第1項の「特 別児童扶養手当等関係情報」とい があって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第14 1号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の 支給に関する情報であって規則で定 めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)に よる支援給付又は配偶者支援金の支 給に関する情報(以下「中国残留邦 人等支援給付等関係情報」という。

)であって規則で定めるもの

介護保険法(平成9年法律第123

|号)による保険給付の支給、地域支 援事業の実施又は保険料の徴収に関 する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律(平成1 7年法律第123号)による自立支 援給付の支給に関する情報であって 規則で定めるもの

公的給付の支給等の迅速かつ確実な 実施のための預貯金口座の登録等に 関する法律(令和3年法律第38号)による公的給付支給等口座登録簿 への登録に関する情報(以下「公的 給付支給等口座登録簿関係情報」と いう。)であって規則で定めるもの

2 市長

白岡市重度心身障害者 医療費支給に関する条 で定めるもの る事務であって規則で 定めるもの

医療保険給付関係情報であって規則

例による重度心身障害 国民健康保険法又は高齢者の医療の 者医療費の支給に関す 確保に関する法律による被保険者の 資格に関する情報(以下「医療保険 被保険者資格関係情報」という。) であって規則で定めるもの

> 身体障害者福祉法(昭和24年法律 |第283号) による身体障害者手帳 、精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律(昭和25年法律第123 |号)による精神障害者保健福祉手帳 |又は知的障害者福祉法(昭和35年 法律第37号)による知的障害者に

		_ 関する情報(以下「障害者関係情報
		 という。) であって規則で定める
		もの
		<u></u> 生活保護関係情報であって規則で定
		めるもの
		地方税関係情報であって規則で定め
		るもの
		住民基本台帳法(昭和42年法律第
		81号) 第7条第4号に規定する事
		 項(以下「住民票関係情報」という
		。)であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報
		であって規則で定めるもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報
		であって規則で定めるもの
3 市長	白岡市在宅重度心身障	地方税関係情報であって規則で定め
	害者手当支給条例によ	るもの
	る在宅重度心身障害者	特別児童扶養手当等関係情報であっ
	手当の支給に関する事	て規則で定めるもの
	務であって規則で定め	住民票関係情報であって規則で定め
	るもの	るもの
		障害者関係情報であって規則で定め
		るもの
		公的給付支給等口座登録簿関係情報
		であって規則で定めるもの
4 市長	白岡市ひとり親家庭等	地方税関係情報であって規則で定め
	の医療費の支給に関す	るもの
	る条例によるひとり親	住民票関係情報であって規則で定め
	家庭等医療費の支給に	るもの

具する事務であって規	医療保険給付関係情報であって規則
川で定めるもの	で定めるもの
	医療保険被保険者資格関係情報であ
	って規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等関係情報であっ
	て規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定
	めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報
	であって規則で定めるもの
	公的給付支給等口座登録簿関係情報
	であって規則で定めるもの
日岡市こども医療費支	生活保護関係情報であって規則で定
合に関する事務であっ	めるもの
て規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則
	で定めるもの
	医療保険被保険者資格関係情報であ
	って規則で定めるもの
	公的給付支給等口座登録簿関係情報
	であって規則で定めるもの
	可で定めるもの 市こども医療費支 計画する事務であっ

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行し、別表第1及び別表第2の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。